

自治基本条例庁内推進会議での協議について

自治推進委員会で示された「市民参画と協働の推進条例」正副委員長案について庁内の意見集約を行いました。

自治推進委員会に報告することが望ましいと思われるものについて下記のとおりご報告いたします。

記

1 「A 総則」の項目

- ①この条例は自治基本条例第31条に規定されていることから、自治基本条例の理念、条項を前提とした条例となります。よって基本的には重複する内容を規定する必要はありません。
- ②「前文」について出されている意見は自治基本条例の前文に含まれていると考えられるので改めて前文を設けなくてよいと考えます。
- ③「目的」の項目は「趣旨」と表記し、内容は「自治基本条例第31条の規定に基づき…」という表現が適切であると考えます。

2 「B 参画」の項目

- ①「参画全般」として総合計画など重要な施策について市民参画を拡充することを条例に定めることが必要との意見でした。
- ②「重要な参画の方法」として審議会委員の第三者機関による選考については、現在の指針及び要綱では選考委員会を第三者機関にすることも可能である。これを義務規定とすると、全ての審議会で適用することが適切であるか疑問であり、その人選を誰がするかなど際限なくなる。第三者機関の設置以外の方法で透明性を高める仕組みを考えていくべきとの意見でした。
- ③「重要な参画の方法」として無作為抽出された市民による協議の場合については、第6次総合計画の基本構想を検討する際、市民アンケートに回答していただいた方の中から市政モニターとして集まっていた政策評価を実施したことはある。ただ、具体的な方法が想定されないと条例に規定しにくいので、条例に定める場合は条文内容を考慮する必要があるとの意見でした。

3 「C 協働」の項目

- ①「活動推進」については条例に規定すべきと考えるが、資金等の支援に関係する具体的な方法まで定めるためには財政当局などとの協議が必要である。
- ②「人材育成」については条例に規定すべきと考えるが具体的な方法まで定めるためには各局の取り組みを把握し検討することが必要である。

4 「D 推進のための制度」の項目

「拡充の仕組み」として、コミュニティ活動の単位を定めるとしているが、小学校区単位の活動を推進することは重要であるが、町内あるいは中学校区単位等の活動も重要であるので、条例に定める場合はその表現に配慮した方がいい。

5 その他

条例を定めることも重要であるが、協働ハンドブック等のマニュアルを作成し、市民や公益活動団体に参画や協働をわかりやすく説明し、実践につなげられるようにしていくことが必要との意見が出された。